

基本設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1 業務名称 広島市民病院中央棟変電設備及び空調設備改修工事基本設計業務

2 委託期間 契約締結の日から、180日間

3 施設概要

(1) 施設名称 広島市民病院 (中央棟)

(2) 敷地の場所 広島市中区基町

(3) 施設用途 総合病院

4 設計と条件

(1) 敷地等の条件

ア 敷地の面積 約18,079㎡

イ 都市計画区域 市街化区域

ウ 用途地域 商業地域

エ 防火地域 指定あり

(2) 施設の条件

ア 病院建物

① 建築面積 (広島市民病院施設全体) 約11,544.69㎡

② 延床面積 (中央棟のみ) 約20,415.29㎡

③ 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、耐震構造

イ 耐震安全性の分類

「総合耐震計画基準」(平成8年10月24日付け建設省営計発第100号)による、耐震安全性の分類は次のとおり。

1) 構造体 I 類

2) 建築非構造部材 A 類

3) 建築設備 甲 類

(3) 本改修工事のスケジュール (予定)

令和4・5年度 …… 基本設計

令和5年度 …… 実施設計及び工事

令和6年度 …… 工事

II 業務仕様

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書」による。

1 管理技術者

資格要件は、建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士又は建築設備士とする。

2 照査技術者

資格要件は、建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士又は建築設備士とする。

3 担当技術者

担当技術者は、電気設備、機械設備をそれぞれ1名以上とし、資格要件は、建築設備士又は技術士(技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気、機械で合格し、法による登録を受

けている者)又は建築設備設計の10年以上の実務経験を有する者とする。
 なお、管理技術者と担当技術者は、兼務することができる。

4 設計業務の範囲

- (1) 業務の範囲
 - ア 電気設備基本設計
 - イ 機械設備基本設計
- (2) 一般業務の内容及び範囲

一般業務の内容は、平成31年国土交通省告示第98号(以下「告示」という。)別添一第1項に掲げるものとし、範囲は別表第1のとおりとする。
- (3) 追加業務の内容及び範囲

追加業務の内容及び範囲は、別表第2のとおりとする。
- (4) 業務の詳細

業務の詳細は、別表第3のとおりとする。

5 業務の実施

- (1) 一般事項

本業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- (2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

 - ア 業務着手時
 - イ 現地調査開始前・後
 - ウ 病院関係者との打ち合わせ時
 - オ その他監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- (3) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものの設計時点における最新版とする。

 - ア 共 通
 - ① 官庁施設の基本的性能基準
 - ② 官庁施設の総合耐震計画基準
 - ③ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
 - ④ 官庁施設の環境保全性に関する基準及び同解説(グリーン庁舎基準)
 - ⑤ 省エネルギー建築設計指針
 - ⑥ 建築設計基準
 - ⑦ 公共建築工事積算基準
 - ⑧ 公共建築工事共通費積算基準
 - ⑨ 公共建築工事標準単価積算基準
 - ⑩ 広島市公共施設福祉環境整備要綱の手引き(広島市社会局)
 - ⑪ 公共施設バリアフリーデザインマニュアル(広島市社会局)
 - ⑫ 排水設備の手引き(広島市下水道局)
 - ⑬ 広島市有建築物の耐震性向上対策ガイドライン(広島市都市計画局建築部)
 - ⑭ 広島市電子納品の手引(広島市都市整備局)
 - ⑮ 市有建築物省エネ仕様(広島市都市整備局)
 - ⑯ 広島県福祉のまちづくり条例
 - イ 建 築
 - ① 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
 - ② 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
 - ③ 建築構造設計基準
 - ④ 建築鉄骨設計基準

- ⑤ 建築工事標準詳細図
- ⑥ 構内舗装・排水設計基準
- ⑦ 建築工事設計図書作成基準
- ⑧ 建築CAD図面作成要領（案）
- ⑨ 敷地調査共通仕様書
- ⑩ 広島市総合サイン計画サインデザインマニュアル（広島市都市計画局）

ウ 建築積算

- ① 公共建築数量積算基準
- ② 公共建築工事内訳書標準書式
- ③ 建築工事内訳書作成要領（建築工事編）
- ④ 公共建築見積標準書式（建築工事編）
- ⑤ 建築工事積算マニュアル（広島市）
- ⑥ 営繕工事積算チェックマニュアル
- ⑦ 営繕積算システムRIBC2内訳書作成システム

エ 設 備

- ① 病院設備設計ガイドライン（一般社団法人医療福祉設備協会）
- ② 建築設備計画基準
- ③ 建築設備設計基準
- ④ 建築設備工事設計図書作成基準
- ⑤ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ⑥ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ⑦ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ⑧ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ⑨ 建築設備工事設計図書作成基準（案）
- ⑩ 排水再利用・雨水利用システム計画基準
- ⑪ 建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策総合研究所）
- ⑫ 建築設備設計計算書作成の手引
- ⑬ 業務用ガス機器の設置基準及び実務指針（経済産業省）
- ⑭ ガス機器の設置基準及び実務指針（経済産業省）
- ⑮ 電気設備工事標準図（広島市都市整備局）
- ⑯ 機械設備工事機材標準図（広島市）
- ⑰ 給水装置等の設計施工事務取扱要綱（広島市水道局）
- ⑱ 昇降機技術基準の解説
- ⑲ 機械設備工事各種要領集（広島市）
- ⑳ 高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン

オ 設備積算

- ① 公共建築設備数量積算基準・同解説
- ② 公共建築設備工事内訳書標準書式
- ③ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
- ④ 建築工事内訳書作成要領（設備工事編）
- ⑤ 機械設備工事積算マニュアル（広島市）
- ⑥ 電気設備工事積算マニュアル（広島市）
- ⑦ 営繕工事積算チェックマニュアル
- ⑧ 営繕積算システムRIBC2内訳書作成システム

(4) 特殊な工法等

受注者は、特殊な工法・材料・製品等を採用しようとする場合には、あらかじめ、監督員と協議し承諾を受ける。

(5) 資料の貸与及び返却
貸与品

品 名	数量	貸出時期	返却時期
広島市民病院中央棟改修工事基本計画外 1 件策定業務 (平成27年12月)	一式	業務着手時	業務完了時

(6) 電子納品

ア 本業務は、電子納品対象業務とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の成果品を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」(以下、「要領等」という。)に基づいて作成したものを指す。

イ 業務の着手前に必ず監督員と電子納品について事前協議を行うこと。

ウ 図面は、建築 CAD 図面作成要領(案)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)の最新版により作成するものとし、レイヤの構成は、この作成要領(案)のレベル2を満足すること。

エ 電子納品の対象書類等は本業務の電子納品対象書類は、図面、各種計算書、工事費概算書を基本とし、詳細は監督員と協議の上、決定する。

オ 成果品は、「要領等」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-Rを原則とする)で2部提出する。

カ 電子媒体提出の際には、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策ソフトによるチェックを実施したうえで提出すること。

キ 成果品として提出された電子データは、当該施設に関連する工事等の受注者に貸与し、当該工事における設計図、施工図及び当該施設の完成図などの作成に使用する等、委託契約約款(建築設計業務用)の規定の範囲内で利用することがある。

6 成果物、提出部数等

成 果 物	提出部数			備 考
	原紙	複写	データ	
【共通】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 打合せ記録 ・ 電子納品 ・ 仮設計画図 ・ 現地調査報告書 	1 — 1 1	— — 10 10	○ ○ ○ ○	電気、機械それぞれ " "
【電気設備】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気設備計画説明書 ・ 電気設備設計概要書 ・ 概略工事工程表 ・ 工事費概算書 ・ 各種技術資料 ・ 設計図 	1 1 1 1 1 1	10 10 10 10 10 10	○ ○ ○ ○ ○ ○	A4サイズ製本 " " " " " 原図A2版、A3版2つ折 りA4製本
【機械設備】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 空気調和設備計画説明書 ・ 空気調和設備設計概要書 ・ 概略工事工程表 ・ 工事費概算書 ・ 各種技術資料 ・ 設計図 	1 1 1 1 1 1	10 10 10 10 10 10	○ ○ ○ ○ ○ ○	A4サイズ製本 " " " " " 原図A2版、A3版2つ折 りA4製本

- (注) 1 すべての成果物は、設計図（監督員の指示があるその他の成果物を含む）を除き、原則としてA4版のファイル（表紙と背表紙にタイトル付）にて提出するものとする。
- 2 CAD データ形式は、オリジナルCAD、sfc、jww及びPDFとする。いずれの形式においても同等の出力が可能なよう、線の太さ、文字の大きさ等の設定を行うこと。
- 3 PDFデータは、A2サイズの設計図を原寸大のままPDF化したもの（解像度は400dpi以上）とする。
- 4 成果物のとりまとめ方法は、監督員の指示による。

7 積算根拠（基準・単価）

- (1) 本業務の積算は、「官庁施設の設計業務等積算基準」及び「官庁施設の設計業務等積算要領」（いずれも国土交通省大臣官房官庁営繕部）に準拠している。
- (2) 令和4年3月の単価により委託費を算出している。

8 契約変更の取り扱い

- (1) 発注者に帰すべき事由により、業務委託の条件や内容に追加又は変更が生じた場合は、所要の業務人・日数を適正に算定する。
- (2) 業務の契約変更を行う場合には、変更対象となる業務に係る業務価格に、「当初の契約金額から消費税相当を減じた額／当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の業務価格」の比率を乗じた額に消費税等相当額を加えた額を変更分の設計業務委託料とする。

別表第 1

1 基本設計に係る一般業務の範囲（電気設備・機械設備）

告示 98 号の業務内容		業務の内容	適用	備考
設計条件等の整理	条件整理	耐震性能や設備機能の水準など発注者から提示されるさまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理する。	全部	
	設計条件の変更等の場合の協議	発注者から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合若しくは内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、発注者に説明を求め又は発注者と協議する。	全部	
法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。	全部	
	建築確認申請に係る関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。	対象外	
上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。	対象外	
基本設計方針の策定	総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。	全部	
	基本設計方針の策定及び発注者への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、発注者に対して説明する。	全部	
基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、発注者と協議の上、基本設計図書を作成する。	全部	
概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ。）を作成する。	全部	
基本設計内容の発注者への説明等		基本設計を行っている間、発注者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を発注者に提出し、発注者に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考えをいう。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。	全部	

注) 摘要欄の記号の意味は下記のとおりとする。（すべて別表が対象）

全 部： 業務内容の全てを受注者の業務とする。

部分的： 業務内容の一部を受注者の業務としない。

対象外： 業務内容の全てを受注者の業務としない。

2 基本設計に係る一般業務の範囲（電気設備・機械設備）【補足】

業務項目	業務の内容	備考
基本設計図書の作成	基本設計図書には、更新計画に対応した仮設計画図を含む。	
概算工事費の検討	概算工事費の単価については、①刊行物、②積算基準等による歩掛、③3社程度の見積比較、④市場調査価格の順とし、概算する。	
基本設計内容の発注者への説明等	更新計画を策定するにあたり、病院内関係者と打ち合せを予定している。説明資料の作成及び打ち合せにおいて意見の聞き取りを行う。	

別表第2

追加業務の範囲（電気設備・機械設備）

業務項目	業務の内容	備考
現地調査	工事の影響が最小限となる更新計画を策定するために、現地調査を行う。現地調査は、既存図面を元に行い、配管、配線等のルートの実際の位置の確認を行う。また、可能な範囲で電気回路の確認を行う。 調査結果は、都度発注者に報告する。	

別表 3

業務の詳細

1 共通

電気設備及び空気調和設備の更新するにあたり、同時期に更新工事を実施することを前提に、病院運営への支障が最小限となる更新計画（仮設の必要があれば、仮設計画を含む。）を策定する。

2 電気設備

- (1) 中央棟高圧盤の更新
 - ア 高圧盤を更新する。
 - イ 病院運営への支障が最小限となるように更新計画を策定する。
- (2) 中央棟低圧盤の更新
 - ア 低圧盤、低圧幹線を更新する。
 - イ 高圧盤の更新と合わせ、病院運営への支障が最小限となるように更新計画を策定する。
- (3) その他
 - イ 上記を、全て更新する場合、高圧盤のみ更新する場合、低圧盤は、内部の変圧器を更新する場合等のケースに分類し、費用面、更新計画、スケジュールを検証すること。

3 空気調和設備

- (1) 中央棟ドレン配管の更新
 - ア 中央棟の空調用ドレン配管のルートを全て調査し、経年劣化したドレン配管を更新する。
 - イ 更新するドレン管の範囲は、現状配管が鋼管の範囲を対象とする。
 - ウ 病院機能を維持しながら、病院運営への支障が最小限となるよう更新計画を策定する。
- (2) 中央棟冷温水管、冷水管、温水管（以下「空調配管」という。）の更新
 - ア 中央棟の空調配管のルートを全て調査し、配管を全て更新する。
 - イ 病院機能を維持しながら、病院運営への支障が最小限となるよう更新計画を策定する。
 - ウ 費用、機能面からみた比較表を作成し、適切な配管材質を選定する。
- (3) 中央棟蒸気管の更新
 - ア 中央棟の空調用蒸気管のルートを全て調査し、経年劣化した蒸気配管を更新する。
 - イ 病院機能を維持しながら、病院運営への支障が最小限となるよう更新計画を策定する。
 - ウ 費用、機能面からみた比較表を作成し、適切な配管材質を選定する。